

外貨建オフショア債務に関する BI 規制の改訂について

弁護士¹ 平石 努 / 野口 学
(Jakarta International Law Office)

インドネシア中央銀行（以下、「BI」と言います。）は、2014年12月29日、民間企業の外貨建オフショア債務に対する新規則（16/21/PBI/2014、以下「本規則」と言います。）を公表しました。この規則は、2014年10月29日に発表された民間企業の外貨建オフショア債務に対する規則（16/20/PBI/2014、以下「旧規則」と言います。）を修正する内容となっています。本規則は、**2015年1月1日から施行**されています（本規則第18条）。また、**本規則の施行に伴って、旧規則は廃止されています**（本規則第16条）。なお、本規則の施行に関しては、本規則第17条に基づき、2014年12月30日付でBIから回状が発せられています（No.16/24/DKEM、以下「本件回状」と言います。）。

本規則においては旧規則の枠組み（ヘッジ比率規制、流動性比率規制、外部格付取得義務）は維持されており、本書面では、旧規則に修正が施された部分のうち重要な点について説明することとします。規制全体の枠組みについては、引き続き、旧規則に関する説明（2014年11月30日付「外貨建オフショア債務に関する新BI規制について」²）をご参照下さい。

1 ヘッジ比率規制に関する修正点

(1) リスク・ヘッジ取引の相手方

ヘッジ比率規制に定められたリスク・ヘッジのための取引はインドネシアの銀行と行われなければならないとの規定が新設されました（本規則第3条第3項）。ヘッジ比率規制自体は2015年1月1日から施行されていますが、リスク・ヘッジ取引の相手方に関する上記の新規定は**2017年1月から適用**されます（本規則第14条第1項）。

(2) ヘッジ比率規制の対象となる外貨建流動負債の超過部分の最低額

インドネシア中銀は、ヘッジ比率規制に基づいてヘッジされるべき外貨建流動負債の超過部分について、その対象最低額を決めることができる旨の規定が新設され、本件回状において、かかる最低額は10万ドルと定められました。

すなわち、①「四半期末から3か月以内に期日が到来する外貨建流動負債」が「外貨

¹ 弁護士資格国：日本

² <http://www.jjc.or.id/houjin/BI%20Regulation%2016-20-PBI-2014.pdf>

建流動資産」を超過する場合の超過部分、又は②「四半期末から3か月超6か月以内に期日が到来する外貨建流動負債」が「外貨建流動資産」を超過する場合の超過部分が前記の最低額を下回っている場合、その部分についてはヘッジ比率規制の適用はありません。

なお、一定の条件のもとで外貨建流動資産の金額に売掛債権や在庫が含まれることとされました（本件回状 I. A.）。但し、インドネシア居住者に対する売掛債権については、一定の例外を除いて2015年7月1日より前に締結された契約によるもののみが含まれます（本件回状 I. A.）。

(3) 免除規定

財務報告書の記帳を米ドル建てで行っており、かつ、一定の基準を満たす事業者についてはヘッジ比率規制が免除される旨の規定が新設されました（本規則第6条第1項）。

本件回状によれば、「一定の基準」につき、前年1年間における営業収入に対する輸出収入の比率が50%を超えていること、及び、米ドル建てでの記帳を行うことについてインドネシア財務省から許可を得ていること、の二点が挙げられています。

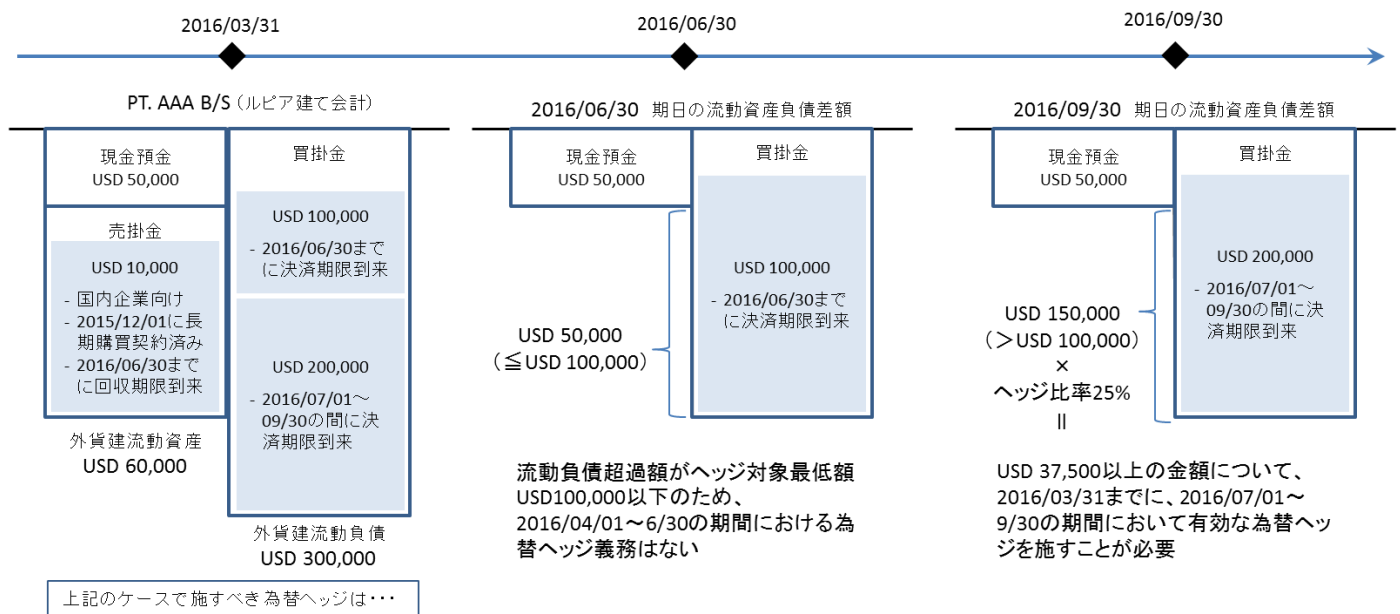
外貨建て流動資産(例)

- 現金、預金(普通・当座・定期)
- 取引債権(売掛金・未入金など)
但し、国内(インドネシア居住者)向けの債権の取り扱いは下記のとおり
- 基本的に2015年6月31日までに契約した取引により発生する債権のみ流動資産として計上できる。
- 2015年7月1日以降に契約した取引により発生する債権でも、戦略的インフラ事業かつ中銀も認めるプロジェクトによるものは計上可
- 在庫(但し、輸出収入が過半を占める企業において計上可)
- 市場性のある有価証券
- 先物為替・スワップ/オプションから生じる債権 など

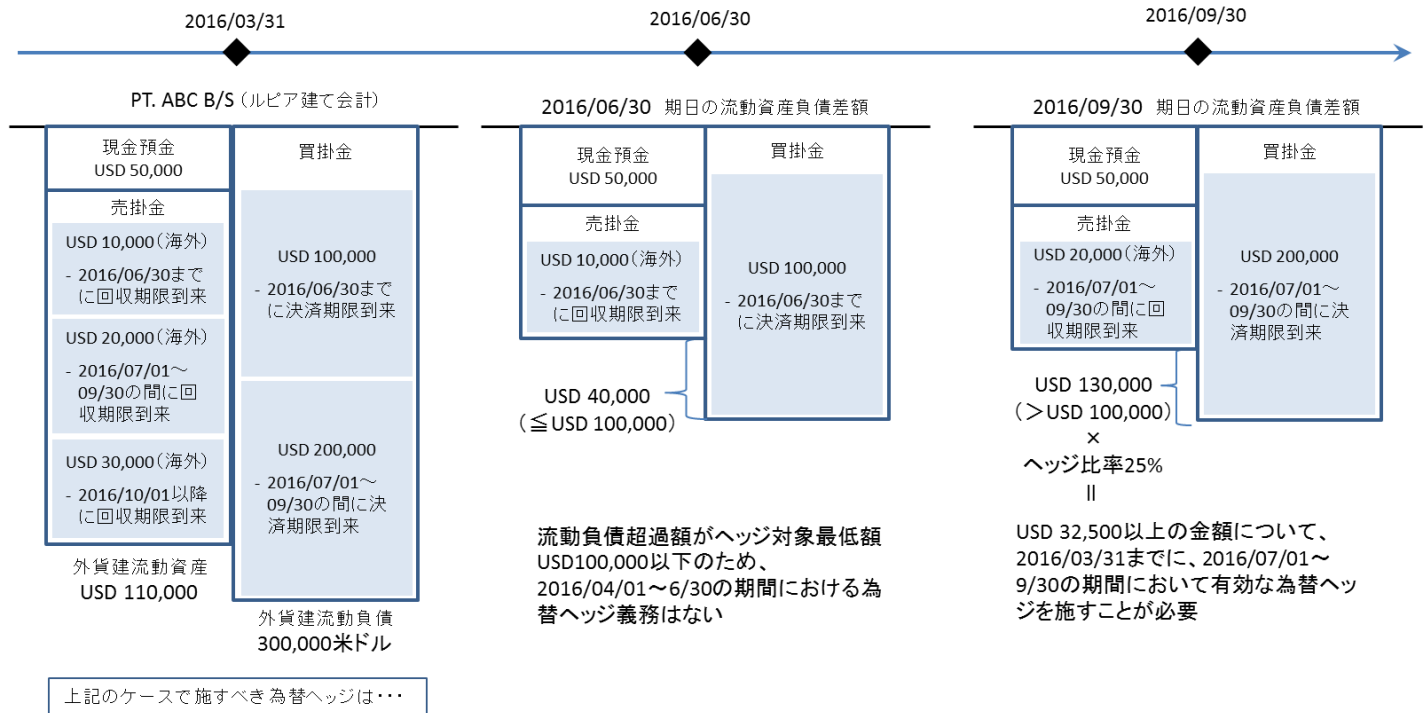
外貨建て流動負債(例)

- 借入金
- 取引債務(買掛金・未払金など)
国内(インドネシア居住者)向け、国外向けを問わず全て
- 先物為替・スワップ/オプション取引から生じる支払義務 など

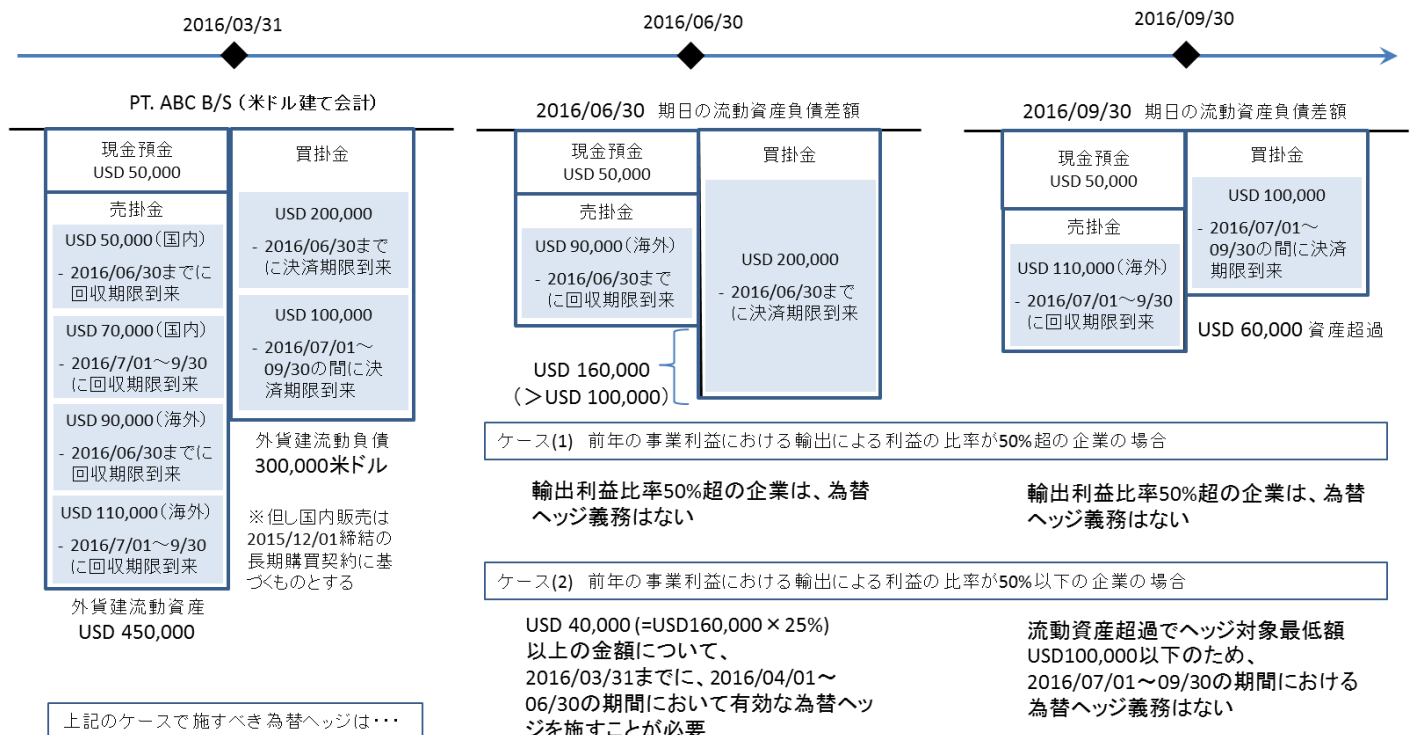
【ヘッジ比率の図解①】外貨建て売掛金が国内企業向けの場合



【ヘッジ比率の図解②】外貨建て売掛金が国外企業向けの場合



【ヘッジ比率の図解③】財務報告書の記帳を米ドル建てで行っている場合の適用除外



2 外部格付取得義務に関する修正点

(1) 取得義務が課せられた外部格付け

本規則においては、外貨建オフショア債務（2016年1月1日以降に署名又は発行されるもの）を有する事業者に取得が義務付けられた外部格付機関発行の格付けが、“BB-”以上と明記されました（本規則第5条第1項）。なお、本件回状別紙ではBIが認証した国内外の格付機関と各機関の必要格付けが指定されており、同認証機関にはJapan Credit Rating Agency（株）日本格付研究所も含まれています。

(2) 親会社の格付けが使用できる場合に関する規定の新設

親会社から外貨建てのオフショア借入を行う場合、又は、外貨建オフショア債務について親会社が保証する場合、親会社の格付けを使用することができる旨の規定が新設されました（本規則第5条第5項）。

また、新たに設立された事業者は、事業開始から最長3年間は親会社の格付けを使用することができる旨の規定が新設されています（本規則第5条第6項）。

3 取引債務（Trade credit）の取り扱いに関する修正点

旧規則においては、ヘッジ比率規制、流動比率規制及び外部格付取得義務のいずれについても、物品及び／役務の取引から発生する債務（trade credit）は外貨建オフショア債務には含まれませんでした（旧規則第6条）。

しかし、本規則においては、外部格付取得義務についてのみ取引債務が外貨建オフショア債務に含まれないという内容になっており（本規則7条1項e号）、ヘッジ比率規制及び流動比率規制については、取引債務も外貨建オフショア債務に含まれることとなりました。この修正に伴い、取引債務のみしか外貨建オフショア債務を有していない事業会社についても、ヘッジ比率規制及び流動比率規制の対象となります。

4 制裁規定の適用時期

旧規則においては、制裁規定は2015年第3四半期から適用されるものとなっていました（旧規則第14条）、本規則においては2015年第4四半期からの適用に変更されており（新規則第15条）、制裁規定の適用が1四半期「後ろ倒し」されることとなりました。

5 最後に

前記以外の変更点や、本規則及び本件回状の詳細については、インドネシア中央銀行のウェブ・サイトに掲載されている本規則、本件回状及びそれらのQ&Aをご確認下さい

(本規則 : http://www.bi.go.id/id/peraturan/moneter/Pages/pbi_162114.aspx、本件回状 : http://www.bi.go.id/id/peraturan/moneter/Pages/se_162414.aspx)。なお、本規則に基づいて求められるインドネシア中央銀行への報告についても 2014 年 12 月 31 日付で新たに規則 (16/22/PBI/2014) が制定されています

(http://www.bi.go.id/id/peraturan/moneter/Pages/PBI_162214.aspx)。

なお、かかる規則に基づくインドネシア中銀への報告書の提出については、2015 年第 3 四半期 (外部格付取得義務に係る報告は 2016 年 1 月 1 日) から制裁規定が適用されますのでご留意下さい。(2015/03/09 追記)

本規則については、さらなる修正の可能性もあり、今後の動向にもご留意下さい。

以 上

本書面はジャカルタ・ジャパン・クラブからの依頼に基づき、一般的な情報提供を目的とするために作成されたものであり、具体的な事実に基づく法的意見や助言の提供を意図するものではありません。したがって、本書面に基づいて、いかなる者もいかなる法的責任を負うものではありません。